

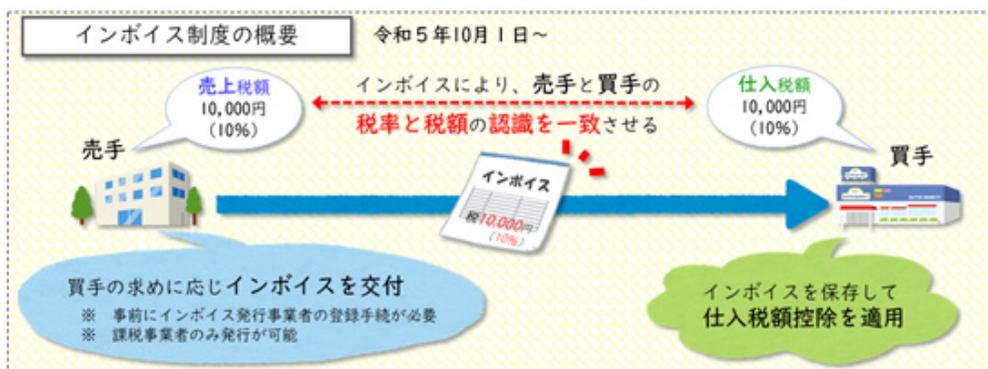
令和5年10月からインボイス制度が始まります！

国税庁 軽減税率・インボイス制度対応室

1 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の概要

(1) 導入の経緯等

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が始まります。インボイス制度は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるために導入されるものです。



(2) 消費税の仕組み

消費税は消費者が負担することを予定する税ですが、その消費税について納税をするのは、消費者に物の販売や、サービスの提供を行った事業者となります。納税する消費税額は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除することにより算出します。この仕入れに係る消費税額を控除することを「仕入税額控除」といいます。

2 インボイス制度に対応するための検討事項・事前準備等

(1) インボイス発行事業者となるかどうかの判断

インボイス発行事業者となるかは事業者の任意であるため、以下の点から登録を受けるか検討することとなります。

① 売上先がインボイスを必要とするか

課税事業者は仕入税額控除のためにインボイスを必要としますが、例えば、消費者や免税事業者は仕入税額控除のためにインボイスを必要としません。

② 申告に係る事務負担の検討

インボイス発行事業者となると、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となっても、免税事業者とはならず、課税事業者として申告が必要となります。なお、簡易課税制度を選択することにより、申告に係る事務負担の軽減が可能です。

(2) 登録申請手続

インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者(登録を受けることができるの

は、課税事業者に限ります。)は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。登録申請書は、e-Tax又は郵送により提出することができます。

制度開始(令和5年10月1日)からインボイス発行事業者となるための申請手続については、インボイス制度特設サイト(※)の「申請手続」をご確認ください。

※最後に特設サイトのご案内をしていますので、そちらからご確認ください。

3 売手の留意点

インボイス発行事業者には、取引の相手方(課税事業者に限ります。)の求めに応じて、インボイスを交付する義務と交付したインボイスの写しを保存する義務が課されます。

インボイス発行事業者となった場合、取引ごとにどのような書類を交付しているか確認し、どのように見直せばインボイスの記載要件を満たせるか、取引先への登録番号の通知、インボイスとした書類、交付方法等の認識を共有するといった対応が必要となります。

また、不特定多数の者に対して販売等を行う事業に係る取引については、インボイスに代えて、簡易インボイス(適格簡易請求書)を交付することができます。

インボイス (適格請求書)

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み) 及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

簡易インボイス (適格簡易請求書)

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み)
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一のインボイスにつき、税率ごとに1回ずつとなります。

なお、インボイスの交付義務が免除される取引として、3万円未満の自動販売機等による商品の販売等がありますが、例えば、コインパーキングや自動券売機のように、代金の受領と券類の発行はその機械装置で行われるものの、資産の譲渡等は別途行われるようなものは、この特例の対象に含まれません。

※1 コインパーキングの場合、駐車場業(不特定かつ多数の者に対するもの)に該当しますので、簡易インボイスを交付することができます。

2 インボイス制度に対応するため、券売機や会計ソフトの導入費用などを支援する「IT導入補助金」もあります。詳しくはIT導入補助金事務局のホームページをご参照ください。



《IT導入補助金》

このほか、月極駐車場のよう、通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書等が交付されない取引の場合、例えば、借主は、インボイスの記載事項の一部(例：課税資産の譲渡等の年月日以外の事項)が記載された契約書とともに通帳(課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの)を併せて保存することにより、仕入税額控除が可能となります。したがって、当該契約書をインボイスとする場合には、新たにインボイスを作成して交付する必要はありません。なお、令和5年9月30日以前からの契約について、その契約書にインボイスの記載事項として必要となる登録番号等の記載が不足している場合には、別途、その不足している事項を記載した通知書等を送付することにより、インボイスの記載事項を満たすことができます。

4 令和5年度税制改正(案)について

令和5年度税制改正の大綱が令和4年12月23日に閣議決定されました。当該大綱においては、

- ・ 免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者について、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずる案
- ・ 課税売上高が1億円以下である事業者については、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも仕入税額控除を可能とする措置を6年間講ずる案

などが掲げられております。

これらの事項を含むインボイス制度に係る改正(案)について、詳しくお知りになりたい方は、財務省ホームページの特設サイトをご覧ください。



《財務省》

5 お問い合わせ先等

国税庁では、インボイス制度に関する特設サイトを設け、制度に関する概要等各種資料を掲載していますのでご活用ください。

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

① インボイスコールセンター

(インボイス制度に関する一般的(※)なご質問やご相談)

0120-205-553(9:00~17:00 土日祝除く)

※ 個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談)を希望される方は所轄の税務署への電話(音声ガイダンス「2」を選択)により、面接日時等をご予約ください。

② インボイス制度に関する税務相談チャットボット

③ 説明会の開催案内

④ インボイス制度について解説した動画(国税庁動画チャンネル)

⑤ インボイス制度に関する取扱通達やQ&A

などを掲載しています。



《特設サイト》